

白井市障害者支援センターの令和10年度以降の 運営方法に係る基本方針



令和8年3月
白井市 福祉部 障害福祉課

I はじめに

白井市障害者支援センター（以下、「障害者支援センター」という。）は南山保育園跡地に障がい者がともに暮らせる生活介護などの日中活動、相談支援事業を充実させていくとともに、地域と協力して障がい者をサポートできる体制の整備を図り、市内在住の障がい者支援の拠点としての役割をはたすことを目的として、平成22年度に設置されて以降、指定管理者制度により運営を行っています。

<障害者支援センターの基本情報>

施設名称	白井市障害者支援センター
所在地	白井市南山1-8-1 障害者支援センター(旧南山保育園)
指定管理者	社会福祉法人 フラット
運営事業	生活介護事業、放課後等デイサービス事業、日中一時支援事業など
構造	鉄筋コンクリート2階建て
延床面積	896.075㎡
敷地面積	1417.81㎡
建築年月	昭和56年5月(建築時の耐用年数65年)

以下に掲げる現状などの社会情勢の変化を踏まえて、障害者福祉において市が担うべき役割を見直すとともに、公共施設の最適化を図ることを目的として「第2次白井市行政経営改革実施計画（令和4年度～令和7年度）」において障害者支援センターの運営方法の検討と実施を取組項目とし、検討を行ってきました。これを基礎として、障害者支援センターの令和10年度以降の運営につきまして基本方針を策定し、実施することとします。

II 現状と課題

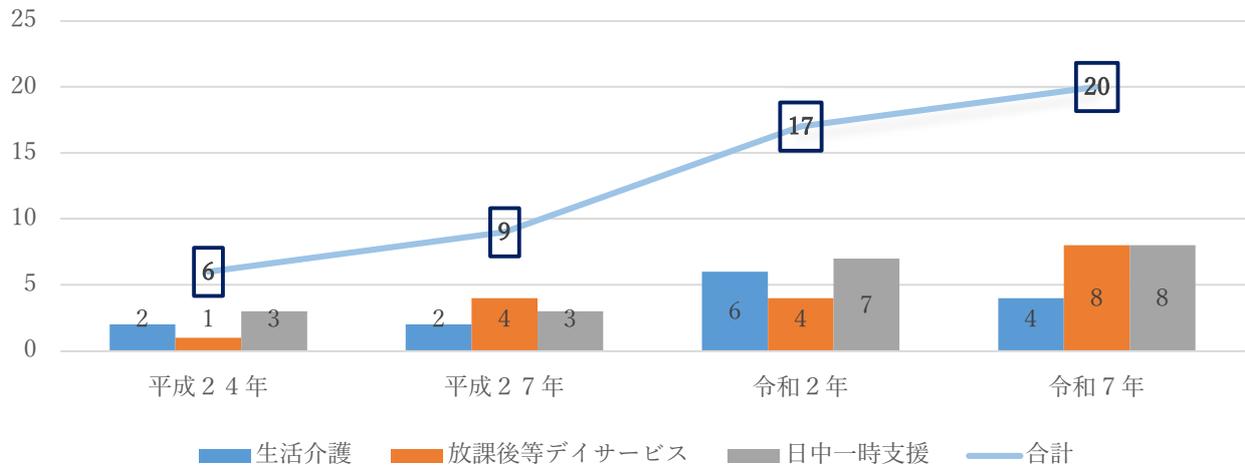
障害者支援センターが実施するものと同様の福祉サービス事業（生活介護、放課後等デイサービス、日中一時支援）について、設置当初は自立して運営を行う事業者が市内でも少なく、障害者支援センターは各サービスを充実させる拠点としての役割を担ってきました。

しかし、近年は、報酬制度による新規事業者の参入が増えやすい仕組み及びニーズの多様化等により自立運営を行う民間事業者が増加しています。

また、障害者支援センターはこれまで全ての障がい者を対象とした相談支援における中核的な機能を担ってきましたが、令和7年度からは、市役所に設置されている「基幹相談支援センター」が中核的な相談窓口となり、その機能は移行されています。

このような障害者支援センターを取り巻く環境の変化から、公共施設で指定管理者制度による運営を行う必要性が低くなってきたため、運営方法を見直すという課題があります。

障害者支援センターと同様の福祉サービス事業を提供する
市内事業所数の推移



Ⅲ 運営方法の検討

白井市障害者支援センターは現在、令和5年度から令和9年度までを指定管理期間として指定管理者制度による運営を行っていますが、公共施設で指定管理者制度による運営を行う必要性が低くなってきたことを考慮し、令和10年度以降の運営方法について令和4年度から令和7年度にかけて、「第2次白井市行政経営改革実施計画」に基づく内部・外部の検討及び「白井市アウトソーシングに関する指針」に基づく検討を行いました。

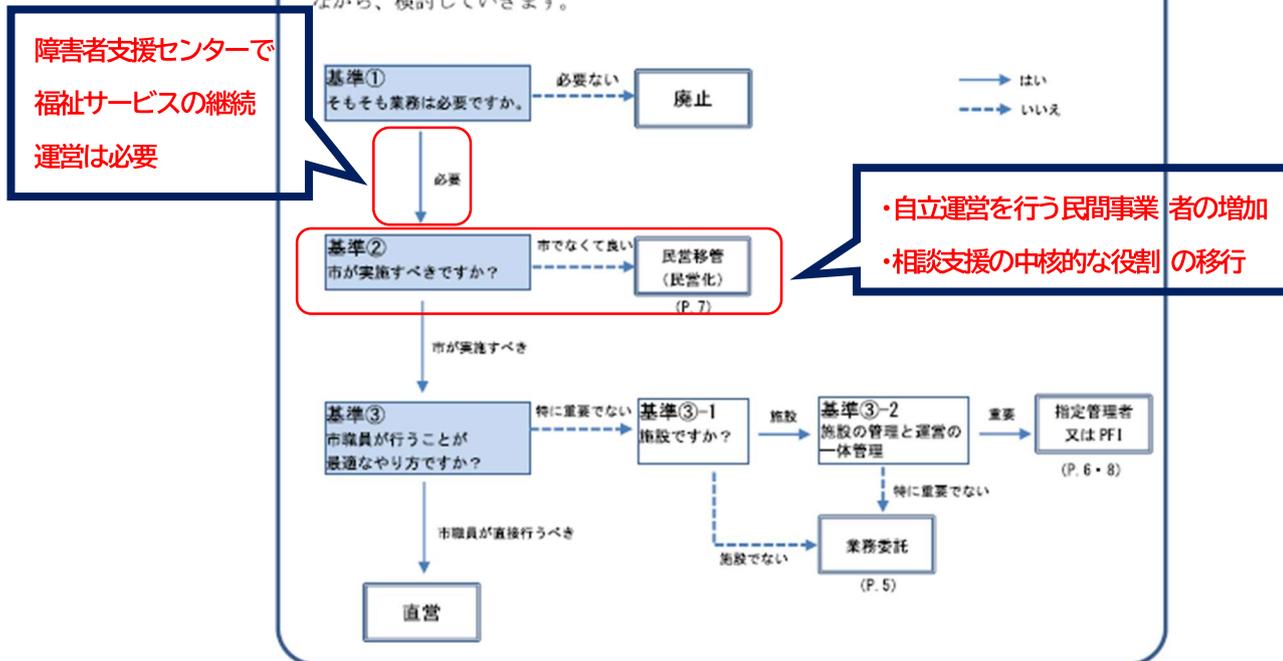
<市が行った検討に係る取組（内部・外部検討）>

年度	取組事項
令和4・5年度 ↓	○民間移管する場合のメリット・デメリット及びスケジュールについての検討
令和6年度 ↓	○弁護士への相談(建物・土地の売却、賃貸に伴う転売・転借等について) ○現指定管理者へのヒアリング (行政経営改革実施計画に基づく説明)
令和7年度	○現指定管理者へのヒアリング (サービスの運営について) ○行政経営戦略会議(令和10年度以降の運営方法についての市の考え方の決定) ○利用者・保護者説明会 (市の考え方の説明と意見聴取) ※2日間開催:計14名の参加 ○利用者・保護者アンケートの実施 ※13件の回答 ○地域自立支援協議会等の関係組織への説明 (市の考え方の説明と意見聴取)

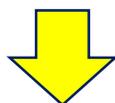
<白井市アウトソーシングに関する指針に基づく検討>

アウトソーシング推進の判断基準

市の業務について「そもそも必要なのか」、「市が実施すべきか」、「最適なやり方なのか」といった業務の意味を、そもそもから考える事業仕分けの視点を取り入れて、全体を考えながら、検討していきます。



* 「白井市アウトソーシングに関する指針」から抜粋



<検討結果>

障害者支援センターで現在運営している福祉サービスである、「生活介護」、「放課後等デイサービス」、「日中一時支援」、「相談支援」の継続運営が求められている。

利用者が通所するうえで利便性が高く、現在の立地での継続運営が求められている。

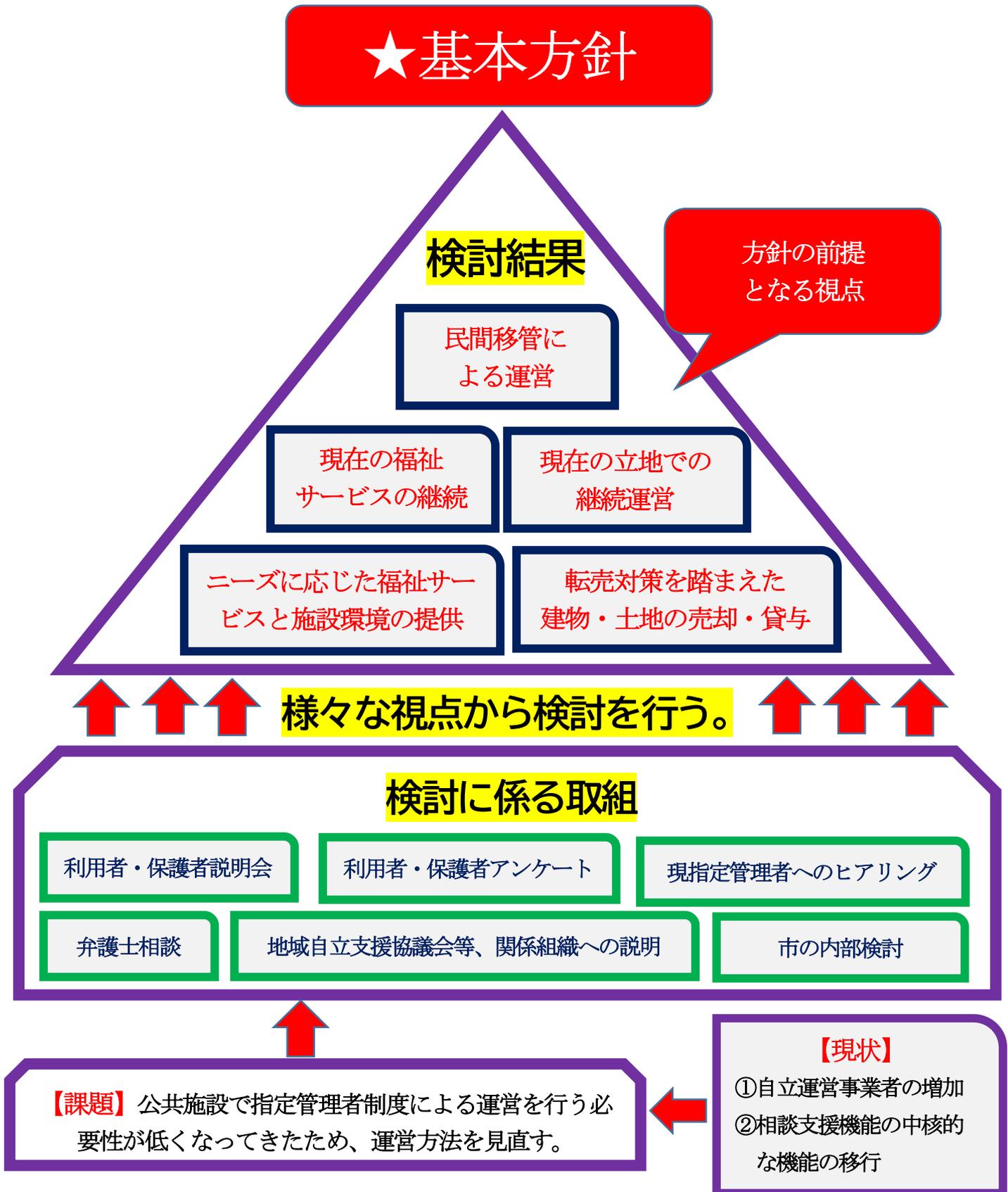
利用者のニーズに応じた福祉サービスの提供及び施設環境の整備が求められている。

白井市アウトソーシングに関する指針に基づき、民間移管による運営が適している。

民間移管を行う場合、転売対策を踏まえた「建物」・「土地」の売却・貸与が必要となる。

IV 基本方針作成のプロセス

基本方針の作成にあたっては、現状と課題を考慮し、内部・外部検討から得られた検討結果を十分に踏まえ、基本方針の作成を行っています。



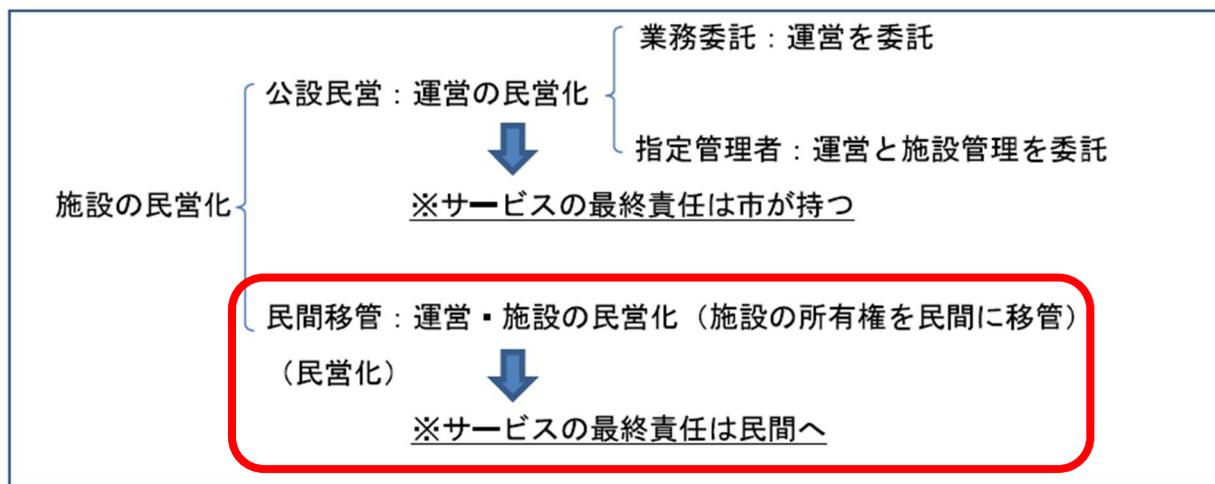
V 基本方針

1 方針

方針の前提となる視点を踏まえ、障害者支援センターの令和10年度以降の運営については、「民間移管」による運営を方針とします。

「民間移管（民営化）」とは、市が建設した施設の土地と建物を民間事業者等に譲渡または貸与し、事業者に独立採算を基本に施設の運営にあたらせる制度です。

施設の民営化の種類



* 「白井市アウトソーシングに関する指針」から抜粋

2 民間移管の具体的な手法

障害者支援センターの民間移管を行うにあたり、障害者支援センターの「福祉サービス」、「施設」、「事業者の選定」は以下のとおり取り扱うこととします。

(1) 障害者支援センターで運営する福祉サービスの取扱い

障害者支援センターでは現在、「生活介護」、「放課後等デイサービス」、「日中一時支援」、「相談支援」の福祉サービスを運営しています。

各サービスの利用者に対し、現在運営している福祉サービス事業の持続的な運営の必要性についてアンケートを実施しましたが、継続運営を望む意見が多く見受けられました。

Q9. 令和10年度以降も現在の場所で現在利用している障害福祉サービスを継続利用したいと考えますか。

回答	回答数	回答率
1 はい	11	85%
2 いいえ	2	15%
合計	13	100%

また、通所するうえで利便性が高いことから障害者支援センターの福祉サービスを選択しているという意見も勘案し、現在の立地で継続して運営する必要があります。

なお、障害者支援センターでは障害区分がより重度であり、支援難易度が高いことから他の市内事業者では受け入れが難しい「強度行動障害」、「医療的ケア児者」等の利用者の支援を行っています。

これらの実情に即して、民間移管された後も市民に対する十分なサービスの量や質が長期にわたり安定的に維持、確保される必要があることから、民間移管後も障害者支援センター跡地で現在運営している福祉サービスの継続及び現在の利用者が民間移管後も引き続き利用することが可能な運営を方針とします。

※「相談支援」については「基幹相談支援センター」の運営状況を踏まえ、決定します。

(2) 障害者支援センター施設の取扱い

○建物は譲渡とする

建物を民間事業者の所有とすることで、施設の保有コストの負担軽減の他、サービス利用者のニーズに応じ必要な変更を加えるなど、民間事業者の判断で柔軟な建物管理を行うことが可能となり、福祉サービスの質の向上が期待できるため、障害者支援センターの建物は譲渡とします。

○土地は貸与とする

「(1) 障害者支援センターで運営する福祉サービスの取扱い」に沿って、民間移管後も現在の場所で同様の福祉サービスを継続して運営する必要があります。

その場合、市の役割として、運営の在り方について一定の関与を維持していくことが必要となることから、障害者支援センターの土地は貸与とします。

○建物・土地は法令等に基づいた考え方として、有償とする

<手法ごとの要点>

手法 項目	建物貸与 土地貸与	建物譲渡 土地貸与	建物譲渡 土地譲渡
市の関与	大	中	小
ポイント	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理と比較して柔軟な運営が可能（事務手続きの省略） 修繕費用の負担については協議事項になる。 	<ul style="list-style-type: none"> 利用者ニーズに合わせた、柔軟な建物管理 土地を貸与することにより転売に対して民法上制限が可能 	<ul style="list-style-type: none"> 利用者ニーズに合わせた、柔軟な建物管理 転売について民法上の制限がない（10年間の買戻し特約は設定可能）

(3) 障害者支援センターを運営する事業者選定の取扱い

公平性・競争性・透明性の観点から、より多くの事業者の参入の機会を促し、サービスの質の更なる向上を図るために公募による事業者の選定を行うことを方針とします。

●施設運営事業者選定審査会の設置について

障害者支援センターを民間移管するにあたり、長期的な運営を見据え、様々な視点から施設の運営事業者を選定するため、施設運営事業者選定審査会を設置します。

選定審査会の委員については、定数を6名とし、

(1) 学識経験を有する者・(2) 市民・(3) 市の職員

で構成します。

なお、詳細な内訳及び委員の選定方法については、譲渡価格を決定したうえで「白井市附属機関条例」の改正を行い、決定するものとします。

3 民間移管による効果

障害者支援センターの運営方法を「指定管理者制度」から「民間移管」による運営に切り替えることで以下の効果が期待されます。

(1) 更なるサービスの質の向上

障害者支援センターは平成22年度から指定管理者制度による運営を行ってきましたが、指定管理者制度は、公の施設を管理・運営するため、以下のとおり市の関与が非常に大きいものです。

<指定管理者制度による市の関与>

各種手続き	業者の選定、協定の締結、事業計画・報告・モニタリングの実施等
運営上の制約	条例・規則、市外利用者の制限、開所時間・休所日の制限、定員の制限 自主事業の申請を要する等

しかし、市内でも自立運営を行う民間事業者が増加し、より社会ニーズに応じた福祉サービスの提供が求められる中で、こうした手続きの手間や運営上の制約が一定の制限となっていることから、民間移管を行うことで、市の関与は最低限とし、民間事業者の専門的なノウハウを最大限活用することで、サービスの質の更なる向上が効果として期待されます。

期待されるサービスの質の更なる向上の一例

指定管理者制度による運営：定期的に、公募による事業者選定が原則必要となる。

民間移管による運営：同一法人による継続的な支援が可能となり、長期的な運営の中で専門的なノウハウも活用しやすくなる。

➡ サービス提供の「安定感」及び利用者の「安心感」につながる。

(2) 財政負担の軽減

指定管理者制度は、手続き及び運営上の制約を維持するための事務負担に加え、指定管理料の支払い、修繕料の負担など、施設の保有コストが発生します。

市の財政状況や人口減少・少子高齢化などの社会情勢も踏まえると、従前のおり公共施設の管理を維持すること及びサービスの質の向上を図ることは厳しい側面もあることから、民間移管を行うことで施設の保有コストを削減し、将来的な財政負担の軽減が効果として期待されます。

【参考】指定管理と民間移管の年間コスト比較 ※見込み額は概算

指定管理	民間移管 (建物有償譲渡・土地貸与)
【歳出】 ・指定管理料 : 800 千円 ・修繕費 : 861 千円 ・事務負担金 : 900 千円 ・サービス給付費 : 99,707 千円 (生活介護) ・サービス給付費 : 53,824 千円 (放課後等デイサービス) ・サービス給付費 : 12,034 千円 (日中一時支援) 合計 : 168,126 千円…①	【歳出】 ・サービス給付費 : 102,592 千円 (生活介護) (+2,885 千円 : 減算解除) ・サービス給付費 : 53,824 千円 (放課後等デイサービス) ・サービス給付費 : 12,034 千円 (日中一時支援) 合計 : 168,450 千円…③
【歳入】 ・国庫負担金・補助金 : 82,783 千円 (サービス給付費の 1/2) ・県負担金・補助金 : 41,391 千円 (サービス給付費の 1/4) 合計 : 124,174 千円…②	【歳入】 ・国庫負担金・補助金 : 84,225 千円 (サービス給付費の 1/2) (+1,442 千円 : 減算解除) ・県負担金・補助金 : 42,113 千円 (サービス給付費の 1/4) (+722 千円 : 減算解除) ・土地使用料 : 2,634 千円 合計 : 128,972 千円…④
【歳出－歳入】 ①－②=43,952 千円… A	【歳出－歳入】 ③－④=39,478 千円… B

★財政効果 (見込み) : $B - A = -4,474$ 千円/年

4 民間移管のスケジュール

障害者支援センターの民間移管については、現指定管理者との連携、サービス利用者及びその家族、周辺地域への情報提供や配慮等を勘案し、以下のとおり実施します。

※現指定管理者との打合せ及び不動産鑑定の結果等に基づき、柔軟に進めていきます。



VI 参考資料

(1) 障害者支援センターのサービス利用者数

(単位：人／年)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
生活介護	6,554	6,349	6,060	5,914
放課後等デイサービス	4,890	4,612	5,031	5,179
日中一時支援	1,861	1,938	2,134	2,099
合計	13,305	12,899	13,225	13,192

(2) 市内の手帳所持者の状況

(単位：人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
身体障害者	1,706	1,753	1,686	1,705
知的障害者	414	450	473	495
精神障害者	499	532	563	609
合計	2,619	2,735	2,722	2,809

(3) 千葉県内の福祉サービス事業所の民間移管状況

R2年度 木更津市：ふるさと学舎潮見（就労継続支援B型事業所）

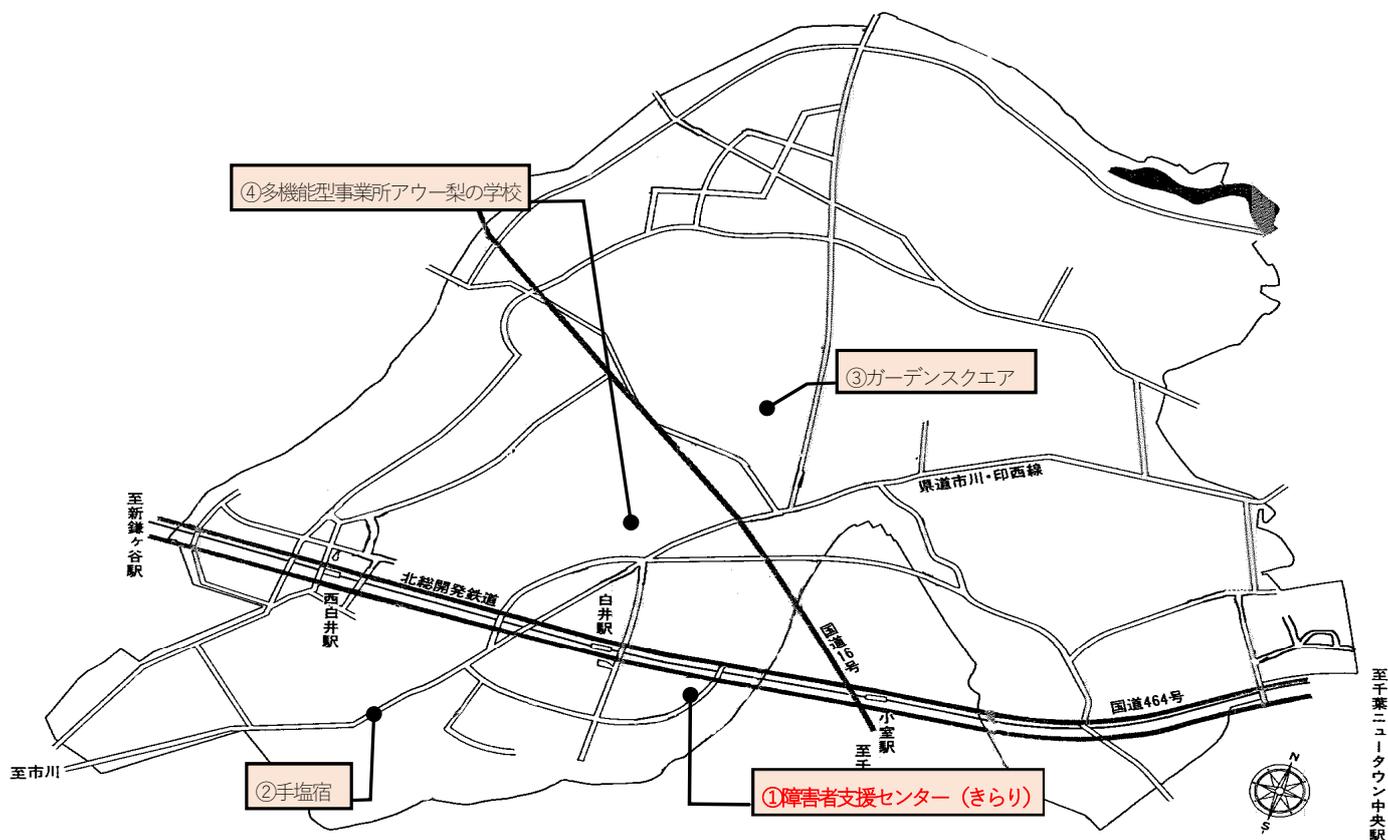
R5年度 市原市：五井福祉作業所（就労継続支援B型事業所）

R7年度 君津市：ミツバ園（就労継続支援B型事業所）

(4) 障害者支援センターと同様の福祉サービス事業を提供する市内事業所一覧

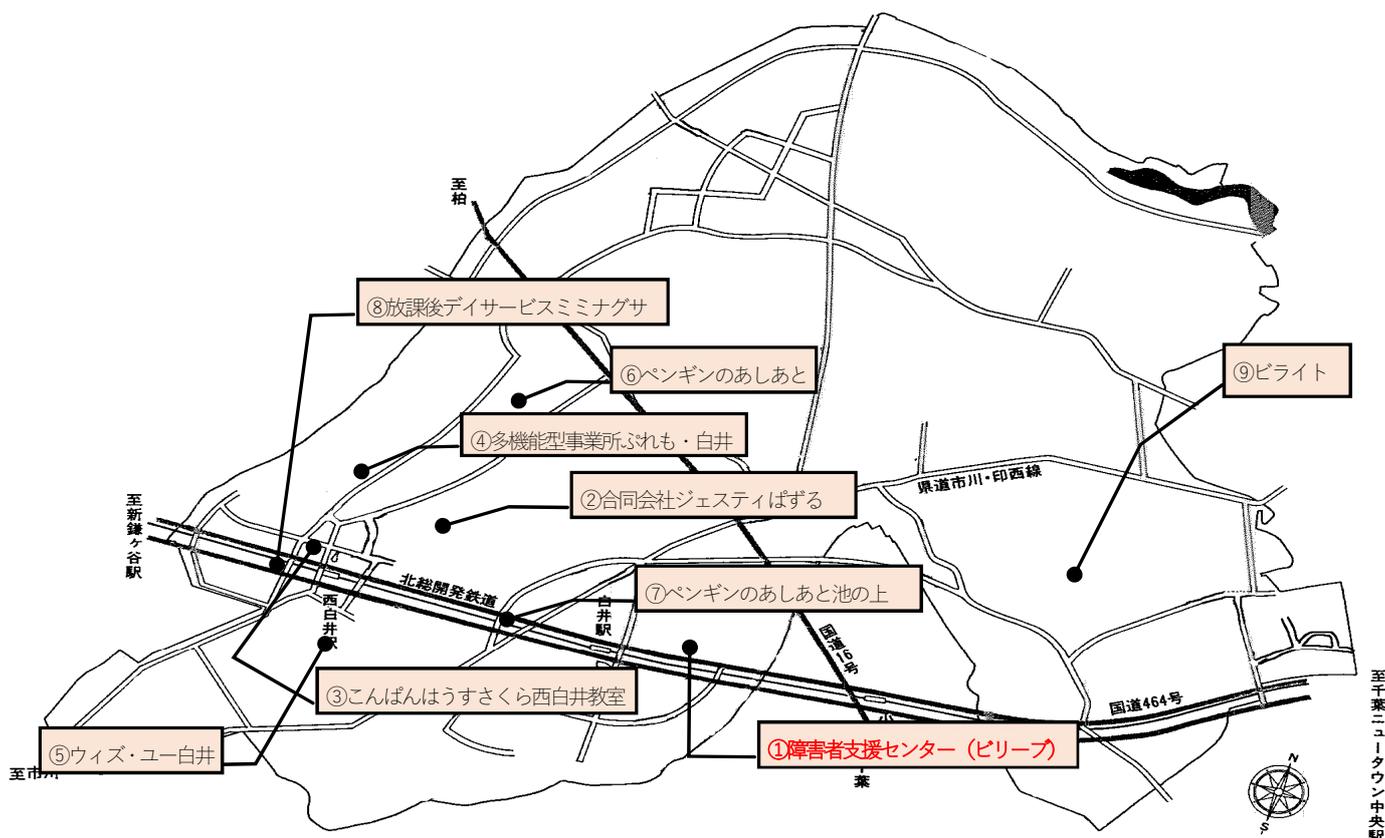
①生活介護

番号	施設名	定員	所在地
①	きらり (障害者支援センター)	20	南山 1-8-1
②	手塩宿	20	根 200-37
③	ガーデンスクエア	20	白井 226-15
④	多機能型事業所アウー梨の学校	6	根 106-12-1



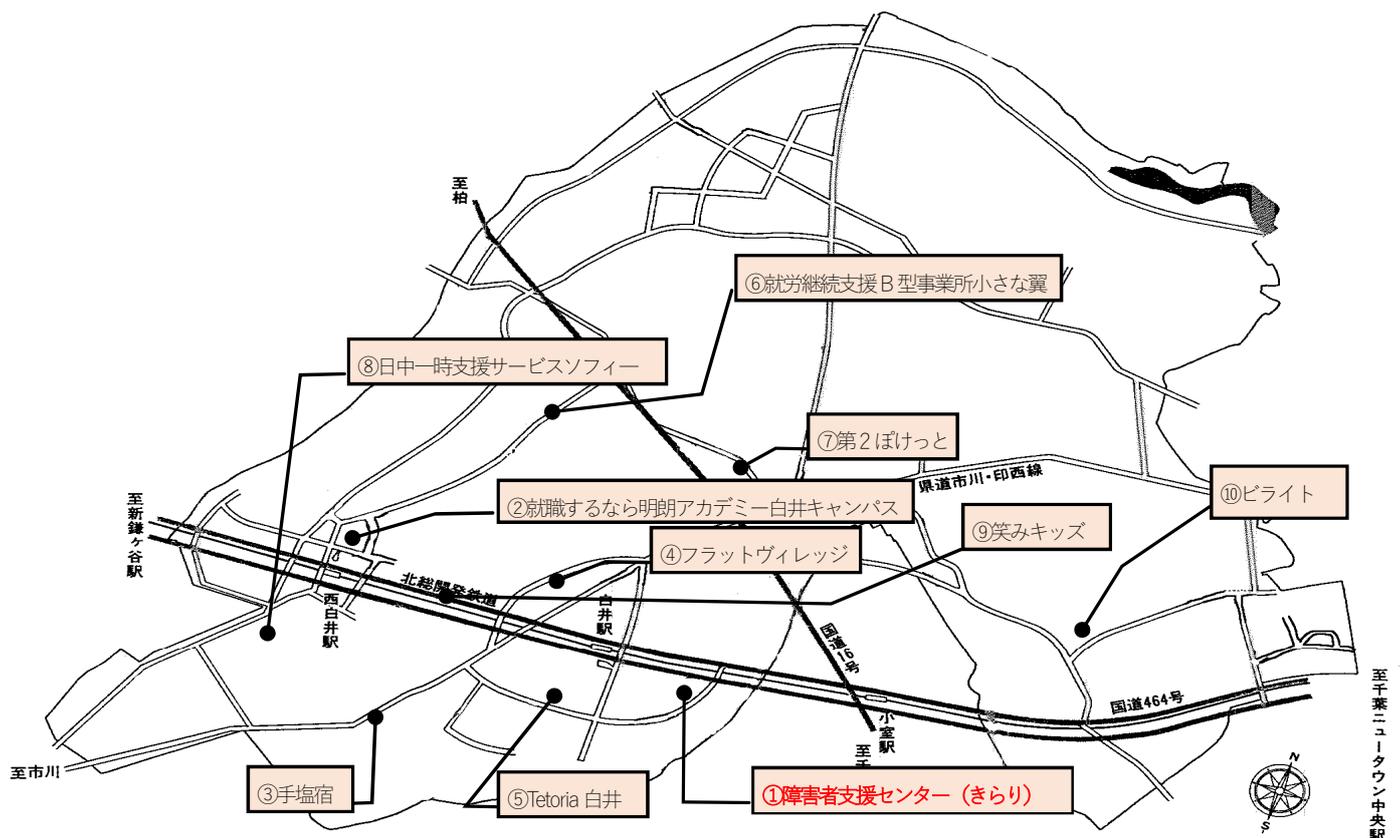
②放課後等デイサービス

番号	施設名	定員	所在地
①	ビリーブ (障害者支援センター)	20	南山 1-8-1
②	合同会社ジェスティぱずる	10	根 1094-3
③	こぱんはうすさくら西白井教室	10	根 1029-21
④	多機能型事業所ふれも・白井	10	清水口 1-1-25
⑤	ウィズ・ユー白井	10	富士 118-4
⑥	ペンギンのあしあと	10	根 1657-3
⑦	ペンギンのあしあと池の上	10	池の上 2-15-1
⑧	放課後デイサービスミニナグサ (日中一時支援サービスソフィー)	10	富士 294-18
⑨	ビライト	10	清戸 533-1



③日中一時支援

番号	施設名	所在地
①	きらり (障害者支援センター)	南山 1-8-1
②	就職するなら明朗アカデミー白井キャンパス	清水口 1-1-25
③	手塩宿	根 200-37
④	フラットヴィレッジ	根 460-1
⑤	Tetoria 白井	堀込 1-1-34
⑥	就労継続支援 B 型事業所小さな翼	七次台 3-45-12
⑦	第 2 ぽけっと	根 66-5
⑧	日中一時支援サービスソフィー (放課後デイサービスミミナグサ)	富士 294-18
⑨	笑みキッズ	根 1094-3
⑩	ビライト	清戸 533-1



白井市障害者支援センターの令和10年度以降の運営方法に関する アンケートの実施について（調査結果）

白井市障害者支援センターの現行の指定管理期間が令和9年度までとなることを踏まえ、更なるサービスの質の向上を目的として令和10年度以降の運営方法について検討を行っており、現在運営している福祉サービス事業の持続的な運営の必要性と今後期待される運営の在り方等について、「利用者・保護者（介助者）」に向けたアンケートを実施した。

1. 調査名

「白井市障害者支援センターの令和10年度以降の運営方法に関するアンケート」

2. 調査対象者

白井市障害者支援センターで運営する「きらり（生活介護、日中一時支援）」
又は「ビリーブ（放課後等デイサービス）」の利用者及びその方の保護者
あるいは介護者（72件）

3. 調査方法

WEB アンケート調査（ちば電子申請サービス）

※保護者会でアンケート協力依頼、依頼文書（回答WEB ページ案内）送付

※一部、紙提出により回収

4. 調査期間

令和7年11月4日（火）～令和7年11月18日（火）

5. 回答数

13件

6. 集計結果

※自由記載の回答は内容をまとめて掲載する。

（Q4、5、6、7の一部）

※回答率について、以下のとおり計算する。

単一回答の設問：回答数／回答数の合計

複数選択の設問：回答数／13（回答者数の合計）

Q 1. あなたは、障害者支援センターに通所されている利用者ご本人ですか。

回答	回答数	回答率
1 ご本人	0	0%
2 保護者あるいは介護	13	100%
合計	13	100%

(n = 13)

Q 2. あなたの年齢についてご選択ください。

回答	回答数	回答率
1 10代	0	0%
2 20代	0	0%
3 30代	0	0%
4 40代	6	46%
5 50代	1	8%
6 60代	6	46%
合計	13	100%

(n = 13)

Q 3. 障害者支援センターで利用されている障害福祉サービスについてご選択ください。(複数選択可)

回答	回答数	回答率
1 生活介護 (きらり)	7	54%
2 放課後等デイサービス (ビリーブ)	6	46%
3 日中一時支援 (きらり (和楽))	6	46%
4 相談支援 (座ぐり、手織り)	12	92%
合計	31	—

(n = 13)

Q 4 (1). 生活介護 (きらり) のサービスに満足していますか。

(「生活介護 (きらり)」を利用されている方はご回答ください。)

回答	回答数	回答率
1 はい	7	100%
2 どちらともいえない	0	0%
3 いいえ	0	0%
合計	7	100%

(n = 7)

Q4 (2). 放課後等デイサービス（ビリーブ）のサービスに満足していますか。
 （「放課後等デイサービス（ビリーブ）」を利用されている方はご回答
 ください。）

回答	回答数	回答率
1 はい	5	83%
2 どちらともいえない	1	17%
3 いいえ	0	0%
合計	6	100%

(n=6)

Q4 (3). 日中一時支援（きらり（和楽））のサービスに満足していますか。
 （「日中一時支援（きらり（和楽）」を利用されている方はご回答く
 ださい。）

回答	回答数	回答率
1 はい	5	83%
2 どちらともいえない	1	17%
3 いいえ	0	0%
合計	6	100%

(n=6)

Q4 (4). 相談支援（座ぐり、手織り）のサービスに満足していますか。
 （「相談支援（座ぐり、手織り）」を利用されている方はご回答く
 ださい。）

回答	回答数	回答率
1 はい	11	92%
2 どちらともいえない	1	8%
3 いいえ	0	0%
合計	12	100%

(n=12)

※Q4 (1)～(4)の回答理由についてご記載ください。

・本人の意思の尊重、細かい療育、家庭では対応しきれない活動を通して子ども
 の成長につながっている。日中一時支援では特に保護者がフルタイムで
 就労するうえで助けられている。

(Q4(2)⇒1、(3)⇒1、(4)⇒1を回答)

・職員の方は一生懸命仕事をされているが、利用者に目を行き渡らせること、
 利用手続き及び利用するアプリ変更に伴う移行期間の確保等を考えると

改善には職員の人数がもう少しでもいいのではないか。

(Q4(2)⇒2、(4)⇒2を回答)

・利用者の状況に応じた臨機応変な対応。

(Q4(1)⇒1、(3)⇒1、(4)⇒1を回答)

・利用者が楽しく通所している。

(Q4(1)⇒1、(3)⇒1、(4)⇒1を回答)

・利用者本人が休まず通所し、イベントを楽しみながら安定した生活を過ごしている。また、本人の特性に合った作業内容の提供、個別面談などによる本人参加の支援計画。

(Q4(1)⇒1、(3)⇒1、(4)⇒1を回答)

・職員の努力、経験を積んだ職員が多いことの安心感、看護師がいることによる利用者の少しの変化への対応。

(Q4(1)⇒1、(3)⇒2、(4)⇒1を回答)

・利用日の丁寧な報告、忘れ物への対応、下校時間の急な変更への対応。

(Q4(2)⇒1、(4)⇒1を回答)

・運営している法人の理念へ共感している。また、障がいの有無、程度に関わらず人として尊重している環境に当たり前のものではないと考えている。

(Q4(1)⇒1、(4)⇒1を回答)

・サービスが始まってからずっと利用しているが、スタッフに見守られ支援されていることで、安心して利用している。

(Q4(1)⇒1、(3)⇒1、(4)⇒1を回答)

Q 5. 障害者支援センターで運営する障害福祉サービスを利用している理由についてご選択ください。

回答	回答数	回答率
1 通所するうえで利便性が高いから	10	77%
2 障害者支援センターで実施する支援の内容（送迎サービス、SNSによる情報共有等）	7	54%
3 事務所の受入体制（重度の障がいがある方への受入対応等）	8	62%
4 障害者支援センターの運営について市が関与しているから	3	23%
合計	28	—

(n = 13)

※理由についてより詳細にご回答いただける場合はご記載ください。

- ・未就学時から成人までの複数のサービスを提供している事業所で信頼性も高い。また、未就学時代から利用しているが、情報の共有もあり、切れ目ない質の良いサービスを受け続けられるため。

(Q5⇒1、2、3を回答)

- ・契約した当時は近いところが他になかったため。

(Q5⇒1を回答)

- ・小さいころから携わっている方が多いため、子どもの特性について理解し、臨機応変に対応してもらえることが安心材料として大きいため。

(Q5⇒1、2、3、4を回答)

- ・チャット機能による利用者の様子の確認及び連絡事項の共有が容易である。職員の障がい者に対する支援教育に力を入れているように感じる。通所期間が長くなり、支援内容、職員の対応、場所等に慣れ親しんでいることが本人の安定したサービス利用につながっている。

(Q5⇒2、3を回答)

- ・住宅地にあることにより、市民の障がい者への理解度が高まる。経験豊かな職員が多いため、重度の障がい者に対するサービスが良い。行政との繋がりがあることによる安心を感じる。

(Q5⇒1、2、3、4を回答)

- ・学校・自宅から近かったため。

(Q5⇒1を回答)

- ・難しい身体介護や強度行動障害へのリスクがある利用者に対して、それぞれが共に穏やかに過ごすことが出来るための教育体制や職員間の連携など長年の積み重ねにより職員の層やスキルが着実に上がっており、個々の状態像に合わせて適切に支援できる専門性を職員が有しているため。

(Q5⇒3を回答)

- ・看護師配置や身体の変形に対応する支援、機能維持や低下に対するケアなど必要な支援提供がされていること及び利用者にとってそこにいたいと思える環境をつくっている。

(Q5⇒3を回答)

Q 6. 障害者支援センターで実施して欲しい施設環境の整備についてご記載ください。(自由記載)

※各回答の () 内の数字は同様の回答が複数あり、その数を示します。

- ・防犯(AI、見守り)カメラ(3)

- ・駐車場の出入口の狭さを改善するための改修(3)
- ・雨よけの庇(2)
- ・様々な障がい者を受け入れることが出来るスキルを持った職員を育てるための行政からの経済的な後押し
- ・広いスペースの確保 ・玄関の開閉
- ・建物の中の雰囲気(古い、暗い、冷たい印象)の改善
- ・硬い、角がある場所の改善 ・換気整備
- ・障がい特性に合わせた出入口、動線の確保

Q 7. 障害者支援センターで実施して欲しい（継続も含む）支援内容についてご選択ください。（複数選択可）

回答	回答数	回答率
1 送迎サービス	13	100%
2 施設外の活動	10	77%
3 訪問理容	9	69%
4 その他	2	15%
合計	34	—

(n = 13)

「4 その他」の記載内容

- ・医療的ケア児などを抱える家庭での入浴や移動の支援
- ・保護者へのレスパイト対応

Q 8. 障害者支援センターの実施する事業で地域の障がい者理解に役立っていると思うものをご選択ください。（複数選択可）

回答	回答数	回答率
1 きらりフェスタ (地域交流イベント)	8	61%
2 地域の清掃活動、花壇の手入れ	3	23%
3 利用者が栽培した野菜や花苗の販売	6	46%
4 特になし	2	15%
合計	19	—

(n = 13)

Q9. 令和10年度以降も現在の場所で現在利用している障害福祉サービスを継続利用したいと考えますか。

回答	回答数	回答率
1 はい	11	85%
2 いいえ	2	15%
合計	13	100%

(n=13)

※「1 はい」の回答率

きらり（生活介護）	100%（7/7）
ビリーブ（放課後等デイサービス）	67%（4/6）
きらり（日中一時支援（和楽））	100%（7/7）
座ぐり、手織り（相談支援）	92%（11/12）

7. 集計結果まとめ

○「Q4（1）～（4）」の集計から、障害者支援センターで現在運営している各障害福祉サービス事業の満足度（Q4（1）～（4）の「1 はい」の回答率）はいずれも80%を超えており、高水準となっている。

理由として、利用者それぞれの特性、状況及びその変化に応じて支援を行うことができる体制を整えていることで、利用者が長く安心して通い続けられる環境づくりを行っていることが挙げられる。

○「Q5」の集計から、「1 通所するうえで利便性が高いから」の回答率が一番高く、次いで「3 事業所の受入体制（重度の障がいがある方への受入対応等）」の回答率が高くなっている。

「1 通所するうえで利便性が高いから」の回答率が一番高いことから、現在の立地で継続して運営していくことを望んでいることがわかる。また、「3 事業所の受入体制（重度の障がいがある方への受入対応等）」については、強度行動障害等に対して適切な支援を提供することができる職員の高い専門性や看護師配置等、重度の障がいがある方の受入体制が整っていることが選択した理由として挙げられている。

重度の障がいがある方の支援については職員の高い専門性が求められ、運営が難しいことも踏まえ、障害者支援センターの福祉サービス事業で継続を望んでいることがわかる。

一方で、「4 障害者支援センターの運営について市が関与しているから」については、回答率が20%程度と低い水準となっている。

しかし、「行政との繋がりがあることによる安心を感じる」という意見もあることから、障害者支援センターの運営について今後、市がどのように関わっていくか慎重に精査する必要がある。

- 「Q6」の集計から、「防犯（AI、見守り）カメラの設置」や「駐車場の出入口の狭さを改善するための改修」等、事故防止や安全見守りの強化が求められている。また、障害者支援センターは保育園として運営していた建物を利用して設置されているため、障がい者への支援を行いやすい施設のつくりシフトすることを期待する意見もあった。

- 「Q7」の集計から、「1 送迎サービス」については回答率が100%であり、利用者が障害者支援センターに通所するうえで重要な支援内容となっているため、今後も継続していくことを望んでいることがわかる。
「3 訪問理容」については生活介護の利用者に行われている支援であるが、生活介護を利用している回答者が全員選択しているため、利用者からのニーズは非常に高い支援であることがわかる。

- 「Q8」の集計から、「4 特になし」の回答率が「15%」と非常に低い水準となっているため、障害者支援センターは地域の障がい者理解に役立つ運営を行っていることがわかる。

- 「Q9」の集計から、「1 はい」の回答率が「85%」と非常に高い水準となっている。また、利用している障害福祉サービス別の回答率はいずれも過半数を超えており、令和10年度以降も現在の場所で現在運営している福祉サービスの継続運営を望む声が多く見られた。

白井市障害者支援センターの令和10年度以降の運営方法に係る説明会
(利用者・保護者説明会)

【開催日】

第1回：令和7年10月27日（月） 午後1時30分～2時30分

第2回：令和7年10月29日（水） 午後6時00分～午後7時00分

【参加人数】

計14名の参加（第1回：8名、第2回：6名）

【出席者からの主なご意見】

- ・建物の売却価格については、今後必要となる修繕費の差引等、十分な検討を行って欲しい。
- ・事業者の募集条件・選定については、保護者の意見を踏まえて欲しい。
- ・現在運営している福祉サービス事業を継続して欲しい。
- ・他の事業者が運営した場合の環境の変化が不安である。
- ・現指定管理者が運営しているからこそ通所している。
- ・通所するうえで、利便性が高い。
- ・障がいの程度等に合った施設整備を期待している。